

## 目 次

公平委員会規則	ページ
4 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 1	

## 公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

令和 4 年 8 月 16 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝 見 洋 人

### 新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 4 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の  
 一部を次のように改正する。

改正後	改正前																														
<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <p>5 村 上 市</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関</th> <th style="width: 80%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">長 部 局</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉事務所長 (総務課関係)</td> </tr> <tr> <td>総務管理室長 人事管理室 長 総務管理室の法規審査 担当の職員 人事管理室の 人事、給与又は服務担当の職 員(企画に関する事務を行う ものに限る。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(財政課関係)</td> </tr> <tr> <td>財務管理室長 予算担当の 副参事 財務管理室係長 (企画戦略課関係)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>秘書室長 秘書室の秘書担 当の職員</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	(略)		長 部 局	(略)	福祉事務所長 (総務課関係)	総務管理室長 人事管理室 長 総務管理室の法規審査 担当の職員 人事管理室の 人事、給与又は服務担当の職 員(企画に関する事務を行う ものに限る。)	(財政課関係)	財務管理室長 予算担当の 副参事 財務管理室係長 (企画戦略課関係)		秘書室長 秘書室の秘書担 当の職員		(略)	(略)		<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <p>5 村 上 市</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関</th> <th style="width: 80%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">長 部 局</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>福祉事務所長 (総務課関係)</td> </tr> <tr> <td>総務管理室長 人事管理室 長 <u>秘書室長</u> 総務管理室 の法規審査担当の職員 人 事管理室の人事、給与又は服 務担当の職員(企画に関する 事務を行うものに限る。) <u>一</u> <u>秘書室の秘書担当の職員</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(企画財政課関係)</td> </tr> <tr> <td>財務管理室長 予算担当の 副参事 財務管理室係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	(略)		長 部 局	(略)	福祉事務所長 (総務課関係)	総務管理室長 人事管理室 長 <u>秘書室長</u> 総務管理室 の法規審査担当の職員 人 事管理室の人事、給与又は服 務担当の職員(企画に関する 事務を行うものに限る。) <u>一</u> <u>秘書室の秘書担当の職員</u>	(企画財政課関係)	財務管理室長 予算担当の 副参事 財務管理室係長		(略)	(略)	
機 関	職																														
(略)																															
長 部 局	(略)																														
	福祉事務所長 (総務課関係)																														
	総務管理室長 人事管理室 長 総務管理室の法規審査 担当の職員 人事管理室の 人事、給与又は服務担当の職 員(企画に関する事務を行う ものに限る。)																														
	(財政課関係)																														
	財務管理室長 予算担当の 副参事 財務管理室係長 (企画戦略課関係)																														
	秘書室長 秘書室の秘書担 当の職員																														
	(略)																														
(略)																															
機 関	職																														
(略)																															
長 部 局	(略)																														
	福祉事務所長 (総務課関係)																														
	総務管理室長 人事管理室 長 <u>秘書室長</u> 総務管理室 の法規審査担当の職員 人 事管理室の人事、給与又は服 務担当の職員(企画に関する 事務を行うものに限る。) <u>一</u> <u>秘書室の秘書担当の職員</u>																														
	(企画財政課関係)																														
	財務管理室長 予算担当の 副参事 財務管理室係長																														
	(略)																														
(略)																															

支 所	支所長 課長 参事 課長 補佐
(略)	
9 佐 渡 市	
機 関	職
(略)	
長 部 局	部長 副部長 課長
	福祉事務所長 (総務課関係) 課長補佐 総務行革係長 人事係長 人事係の調査員 (総合政策課関係)
	課長補佐 秘書係長 (財政課関係) 課長補佐 予算係長
	(略)
教育委員会 事務局	教育次長 教育次長補佐 課長 管理主事
	(略)
(略)	

支 所	支所長 課長 参事
(略)	
9 佐 渡 市	
機 関	職
(略)	
長 部 局	課長
	福祉事務所長 (総務課関係) 課長補佐 人事係長 秘書 係長 人事係の調査員 (企画課関係)
	課長補佐 行革推進係長 (財政課関係) 課長補佐 予算係長
	(略)
教育委員会 事務局	課長 管理主事
	(略)
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。